



高松市告示第323号

次の者については、住所等が不明のため、書類の送達が不能になったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、市長が保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付します。

令和8年5月25日

高松市長 大西秀人

1 送達を受けるべき者の名称

株式会社大心

2 送達書類

差押解除通知書 1通